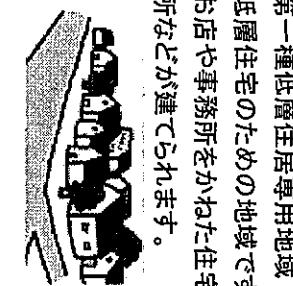
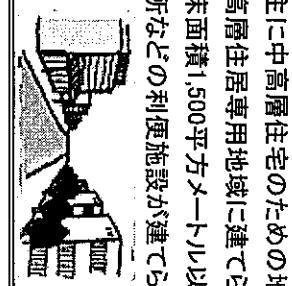
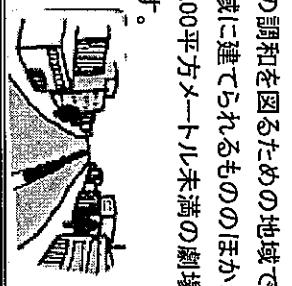
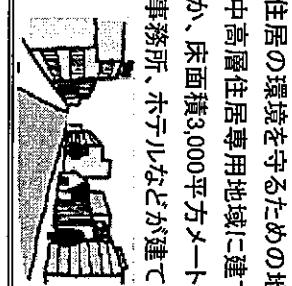


用途地域の種類の表

第一種低層住居専用地域 お店や事務所をかねた住宅、小中学校、診療所などが建てられます。	
第二種中高層住居専用地域 主に中高層住宅のための地域です。第一種中高層住居専用地域に建てられるもののほか、床面積1,500平方メートル以下のお店や事務所などの利便施設が建てられます。	
準居住地域 道路の沿道地域にふさわしい施設と、住宅との調和を図るための地域です。第二種住居地域に建てられるもののほか、客席の床面積が200平方メートル未満の劇場などが建てられます。	
近隣商業地域 住宅地周辺で日用品の買物などをするための地域です。住宅のほか、床面積が10,000平方メートルを超えるお店、カラオケボックスなどが建てられます。	
工業地域 主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きくない工場や、住宅、お店などが建てられます。	
工業専用地域 工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。	